2024年10月29日

各位

会社名　株式会社BCJ-88

代表者名　代表取締役　杉本　勇次

# （変更）「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更について

株式会社BCJ-88（以下「公開買付者」といいます。）が2024年10月11日付で公表しました「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2024年10月11日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、公開買付者は、2024年10月11日付で、富士ソフト株式会社（証券コード：9749。株式会社東京証券取引所プライム市場。以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しており、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見（以下「本賛同意見」といいます。）を表明すること並びにベトナムにおける競争法に基づく必要な手続及び対応が完了することその他一定の前提条件（以下「本公開買付前提条件」といいます。）の全てが充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）、本公開買付けを速やかに実施することを予定しております。

公開買付者は、下記「I. 変更の理由」記載の理由で、下記「II. 変更の内容」記載のとおり、2024年10月11日付プレスリリースについて一部変更いたしますのでお知らせいたします。

なお、本公開買付前提条件の内容は2024年10月11日付プレスリリースに記載の内容から変更はなく、対象者の取締役会との協議及び交渉に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるものの、2024年10月11日付プレスリリースに記載のとおり、2024年10月下旬を目途に（ただし、本公開買付前提条件の全てが充足され、又は公開買付者により放棄された日が遅れる場合には、当該日から実務上可能な限り速やかに）本公開買付けを開始することを目指しております。ベトナムにおける競争法に基づく必要な手続及び対応については、本公開買付けの開始時期に影響を与えない見込みです。

## I. 変更の理由

変更の理由は以下のとおりです。なお、本項において使用される各用語の意味は、別段の定めがない限り、2024年10月11日付プレスリリースで定められた定義に従うものとします。

2024年10月11日付プレスリリース記載のとおり、公開買付者としては、3DIP及びFarallonが第１回ＦＫ公開買付けへの応募を撤回しなかった場合であっても、ＦＫに対して、第１回ＦＫ公開買付けを通じて取得した対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募するよう協議・交渉していく予定であり、また、ＦＫがかかる協議・交渉に応じるかは定かではないものの、公開買付者としては、第

１回ＦＫ公開買付け及び第２回ＦＫ公開買付けの状況から、ＦＫが第２回ＦＫ公開買付けの買付予定数の下限に相当する株式数を取得できないことが合理的に見込まれた場合には、ＰＥファンドとしての経済合理性の観点からＦＫが協議・交渉に応じない合理的な理由はないと考えております。公開買付者のこのような方針及び考え方に変更はありませんが、対象者が2024年10月18日に公表した「（変更）「FK 株式会社による当社株券等に対する 公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について」の内容から、対象者の特別委員会が「ＫＫＲ及びベインキャピタルの双方が当社の大株主となり、特定の事項について大株主間での意見集約が困難となった結果、機動的な運営が阻害され、当社の企業価値が毀損されないかといった懸念」を有されていること、また、対象者の取締役及び特別委員会との面談においてかかる懸念の背景についても説明を受けたことを踏まえ、本公開買付けの目的等についての当社の方針及び考え方を補足するため、変更を行うものです。

II. 変更の内容

2024年10月11日付プレスリリースからの変更箇所は下記のとおりです。変更箇所につきましては、下線を付しております。

記

**１．買付け等の目的等**

（１）本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

上記のとおり、本公開買付けが成立したとしても、仮にＦＫが第１回ＦＫ公開買付けを通じて先に対象者の議決権の３分の１超を取得すれば、ＦＫの協力を得られない限り、本スクイーズ・アウト手続の実施が妨げられる可能性がありますが、公開買付者は、ＦＫが第１回ＦＫ公開買付け及び第２回ＦＫ公開買付けを通じて、対象者株式33,658,500株を取得できない見込みとなった場合には、第１回ＦＫ公開買付けを通じて取得した対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募するよう協議・交渉していく予定です。また、仮にＦＫがかかる要請に応じない場合であっても、第１回ＦＫ公開買付け及び本公開買付け後に残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の地位が不安定にならないよう、ＦＫに対して、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式併合の実施に協力するよう要請する予定です。公開買付者としては、（ｉ）本公開買付けとＦＫ公開買付けの結果、公開買付者とＦＫのいずれもが対象者の総株主の議決権数の３分の２以上を所有するに至らなかった場合に、本スクイーズ・アウト手続が実施されずに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が放置される結果となるのは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の利益を害する可能性があること、(ii)本公開買付け及びＦＫ公開買付けの結果、ＦＫによる対象者株式の非公開化の目的が達成できないことが確定した場合にまでＦＫが対象者株式及び本新

株予約権を所有し続けることは経済合理性の観点から考えにくいことから、ＦＫがかかる要請に応じない合理的な理由はないものと考えております。かかる要請にもかかわらず、万が一、ＦＫがこれに応じず、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たないと公開買付者が合理的に判断した場合であって、対象者が東京証券取引所の上場維持基準を満たさない状況のまま上場廃止基準に定める期間を経過しようとする場合において、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に重大な不利益が生じる蓋然性が高いと公開買付者が合理的に判断したときは、公開買付者は、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にかかる不利益を生じさせないよう、再度本公開買付けと同一の条件で公開買付けを実施するなどの方法により、残存する対象者の株主及び本新株予約権者に対して合理的な退出機会を与えることを検討する予定です。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

上記のとおり、本公開買付けが成立したとしても、仮にＦＫが第１回ＦＫ公開買付けを通じて先に対象者の議決権の３分の１超を取得すれば、ＦＫの協力を得られない限り、本スクイーズ・アウト手続の実施が妨げられる可能性がありますが、公開買付者は、ＦＫが第１回ＦＫ公開買付け及び第２回ＦＫ公開買付けを通じて、対象者株式33,658,500株を取得できない見込みとなった場合には、第１回ＦＫ公開買付けを通じて取得した対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募するよう協議・交渉していく予定です。また、仮にＦＫがかかる要請に応じない場合であっても、第１回ＦＫ公開買付け及び本公開買付け後に残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の地位が不安定にならないよう、ＦＫに対して、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式併合の実施に協力するよう要請する予定です。公開買付者としては、（ｉ）本公開買付けとＦＫ公開買付けの結果、公開買付者とＦＫのいずれもが対象者の総株主の議決権数の３分の２以上を所有するに至らなかった場合に、本スクイーズ・アウト手続が実施されずに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が放置される結果となるのは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の利益を害する可能性があること、(ii)本公開買付け及びＦＫ公開買付けの結果、ＦＫのみによる対象者株式の非公開化の目的が達成できないことが確定した場合にまでＦＫが対象者株式及び本新株予約権を所有し続けることは経済合理性の観点から考えにくいこと、（iii）仮にＦＫが対象者株式及び本新株予約権を所有し続けることを希望する場合であっても、ＦＫと公開買付者は対象者の非公開化を目指す点では一致しており、両者で共同して本スクイーズ・アウト手続（公開買付者、本不応募合意株主及びＦＫのみを対象者の株主とすることを目的としたスクイーズ・アウト手続を含みます。以下本段落及び次段落において同じです。）を実施した上で非公開化後の対象者の企業価値の向上を実現していくことも可能と思われることから、ＦＫがかかる本スクイーズ・アウト手続への協力要請に応じない合理的な理由はないものと考えております。かかる要請にもかかわらず、万が一、ＦＫがこれに応じず、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たないと公開買付者が合理的に判断した場合であって、対象者が東京証券取引所の上場維持基準を満たさない状況のまま上場廃止基準に定める期間を経過しようとする場合において、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆

様に重大な不利益が生じる蓋然性が高いと公開買付者が合理的に判断したときは、公開買付者は、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にかかる不利益を生じさせないよう、再度本公開買付けと同一の条件で公開買付けを実施するなどの方法により、残存する対象者の株主及び本新株予約権者に対して合理的な退出機会を与える予定です。

また、公開買付者としては、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たない場合であっても、その時点で残存する対象者の株主の皆様と協力の上、下記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のコンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者の企業価値向上に向けて対象者を全面的に支援していく予定です。仮にＦＫによる対象者株式の非公開化の目的が達成できないことが確定した場合でもなおＦＫが対象者株式及び本新株予約権を所有し続けることを希望する場合には、ＦＫ公開買付けが部分買付けに留まる結果となる可能性がある提案をしていることも踏まえると、公開買付者としてはＦＫとしても公開買付者と共同で対象者の企業価値の向上に向けて協力していく意向を有しているはずと考えており、公開買付者としてもそのような選択肢を排除するものではありませんので、この場合であっても対象者の企業価値が毀損されるという懸念は当たらないと考えております。それにもかかわらず、万が一、公開買付者とＦＫとの間で対象者の運営に関して重大な見解の相違が発生したことにより、対象者の事業運営に支障が生じて対象者の企業価値を著しく毀損する具体的なおそれのある事態が生じた場合など残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に重大な不利益が生じる蓋然性が高いと公開買付者が合理的に判断したときは、公開買付者は、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にかかる不利益を生じさせないよう、再度本公開買付けと同一の条件で公開買付けを実施するなどの方法により、残存する対象者の株主及び本新株予約権者に対して合理的な退出機会を与える予定です。

このように、本取引は、最終的には対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、不応募合意新株予約権を除きます。）を取得することにより、本日現在、東証プライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的としているものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の数にかかわらず、対象者の企業価値向上に向けて対象者を全面的に支援していくことを目的とした取引となります。したがって、東証プライム市場に上場している対象者株式を非公開化する本取引の目的が達成できないとしても、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式及び本新株予約権の数にかかわらず、上記の限度で本取引の目的は達成可能であり、3DIP、Farallon及びＦＫが本公開買付けに応募する意向の有無、第１回ＦＫ公開買付けの結果又はＦＫが本スクイーズ・アウト手続に協力する意向の有無にかかわらず、本取引が実現可能性のない取引となることはないと考えております。

なお、ＦＫ訂正公開買付届出書において対象者の特別委員会が「ベインキャピタルによる公開買付けが実施されたとしても、当社の最終的な株主構成として、公開買付者（注：ＦＫ）が上記株式数を保有し、かつ、ベインキャピタルも一定の株式数を保有するシナリオが新たに想定され得ることとな

った」と指摘しているとおり、対象者としても、ＦＫ公開買付けが部分買付けに留まる結果となり、上場維持基準の抵触による上場廃止の可能性や株主間の意見の相違の可能性が生じることを認識しつつ、これに賛同していることからして、公開買付者としては、本公開買付けが部分買付けに留まる可能性があることは対象者が本公開買付けに賛同しない理由にはならないと考えております。

＜後略＞

（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

③　本公開買付け後の経営方針

（訂正前）

ベインキャピタルは、本公開買付け後の経営方針について、上記「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、本取引により対象者を非公開化した後は、過去の投資実績の経験等を踏まえ、コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援していく予定です。

＜後略＞

（訂正後）

ベインキャピタルは、本公開買付け後の経営方針について、上記「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、本取引により対象者を非公開化した後は、過去の投資実績の経験等を踏まえ、コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援していく予定です。また、公開買付者としては、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たない場合であっても、その時点で残存する対象者の株主の皆様と協力の上、かかるコンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者の企業価値向上に向けて対象者を全面的に支援していく予定です。

＜後略＞

（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

（訂正前）

＜前略＞

上記「（１）公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、ＦＫが第１回ＦＫ公開買付け及び第２回ＦＫ公開買付けを通じて、対象者株式33,658,500株を取得できない見込みとなった場合には、第１回ＦＫ公開買付けを通じて取得した対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募する

よう協議・交渉していく予定ですが、仮にＦＫがかかる要請に応じず、本臨時株主総会の基準日において対象者株式を所有する場合には、第１回ＦＫ公開買付け及び本公開買付け後に残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の地位が不安定にならないよう、ＦＫに対して、本株式併合の実施に協力（本臨時株主総会において上記各議案に賛成することを含みます。）するよう要請する予定です。公開買付者としては、(ⅰ)本公開買付け及び第１回ＦＫ公開買付けの両方が成立した場合であって、本スクイーズ・アウト手続が実施されずに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が放置される結果となるのは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の利益を害する可能性があること、(ⅱ)本公開買付け及びＦＫ公開買付けの結果、ＦＫによる対象者株式の非公開化の目的が達成できないことが確定した場合にまでＦＫが対象者株式及び本新株予約権を所有し続けることは経済合理性の観点から考えにくいことから、ＦＫがかかる要請に応じない合理的な理由はないものと考えております。かかる要請にもかかわらず、万が一、ＦＫがこれに応じず、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たないと公開買付者が合理的に判断した場合であって、対象者が東京証券取引所の上場維持基準を満たさない状況のまま上場廃止基準に定める期間を経過しようとする場合において、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に重大な不利益が生じる蓋然性が高いと公開買付者が合理的に判断したときは、公開買付者は、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にかかる不利益を生じさせないよう、再度本公開買付けと同一の条件で公開買付けを実施するなどの方法により、残存する対象者の株主及び本新株予約権者に対して合理的な退出機会を与えることを検討する予定です。ＦＫとの協議状況その他具体的な状況によっては、本株式併合のスキーム及び具体的な手続に変更が生じる可能性はありますが、変更が生じた場合には、決定次第、対象者を通じて速やかに公表する予定です。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

上記「（１）公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、ＦＫが第１回ＦＫ公開買付け及び第２回ＦＫ公開買付けを通じて、対象者株式33,658,500株を取得できない見込みとなった場合には、第１回ＦＫ公開買付けを通じて取得した対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募するよう協議・交渉していく予定ですが、仮にＦＫがかかる要請に応じず、本臨時株主総会の基準日において対象者株式を所有する場合には、第１回ＦＫ公開買付け及び本公開買付け後に残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の地位が不安定にならないよう、ＦＫに対して、本株式併合の実施に協力（本臨時株主総会において上記各議案に賛成することを含みます。）するよう要請する予定です。公開買付者としては、(ⅰ)本公開買付け及び第１回ＦＫ公開買付けの両方が成立した場合であって、本スクイーズ・アウト手続が実施されずに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が放置される結果となるのは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の利益を害する可能性があること、(ⅱ)本公開買付け及びＦＫ公開買付けの結果、ＦＫによる対象者株式の非公開化の目的が達成できないことが確定した場合にまでＦＫが対象者株式及び本新株予約権を所有し続けることは経済合理性の観点か

ら考えにくいことから、ＦＫがかかる要請に応じない合理的な理由はないものと考えております。かかる要請にもかかわらず、万が一、ＦＫがこれに応じず、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たないと公開買付者が合理的に判断した場合であって、対象者が東京証券取引所の上場維持基準を満たさない状況のまま上場廃止基準に定める期間を経過しようとする場合において、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に重大な不利益が生じる蓋然性が高いと公開買付者が合理的に判断したときは、公開買付者は、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にかかる不利益を生じさせないよう、再度本公開買付けと同一の条件で公開買付けを実施するなどの方法により、残存する対象者の株主及び本新株予約権者に対して合理的な退出機会を与える予定です。また、公開買付者としては、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たない場合であっても、その時点で残存する対象者の株主の皆様と協力の上、上記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のコンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者の企業価値向上に向けて対象者を全面的に支援していく予定です。ＦＫとの協議状況その他具体的な状況によっては、本株式併合のスキーム及び具体的な手続に変更が生じる可能性はありますが、変更が生じた場合には、決定次第、対象者を通じて速やかに公表する予定です。

＜後略＞

以上

【ディスクレーマー】

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及び対象者（その関連者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-５条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が

結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又は対象者（その関連者を含みます。）は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。